

株主総会招集許可申立書

2022年12月12日

東京地方裁判所民事第8部非訟係 御中

申立人代理人 弁護士 戸 田 裕 典



同 弁護士 鈴 木 多 門



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

「下記の決議を目的とする株主総会を申立人において招集することを許可する。」との裁判を求める。

記

- 1 取締役 長堀 慶太 の解任の件
- 2 取締役 吾郷 雅文 の解任の件
- 3 取締役 白川 文彦 の解任の件
- 4 取締役 川村 忠男 の解任の件
- 5 取締役 富樫 直記 の解任の件
- 6 取締役 長沢 伸也 の解任の件
- 7 取締役 4名選任の件

申立ての理由

- 1 相手方は、2022年11月14日現在の発行済株式総数1677万3376株の株式会社であり、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している（甲1の1：相手方の履歴事項全部証明書、甲1の2：相手方の第62期第2四半期報告書、甲2：定款）。
- 2 申立人は、相手方の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月以上前から引き続き有する株主である（甲3：申立人の個別株主通知申出書兼受付票、甲4：申立人の個別株主通知済通知書）。
- 3 (1)相手方の連結上の経営成績は、新型コロナウイルス感染症の流行開始以前である2019年3月期から2021年3月期まで、約133百万円（2019年3月期）、約104百万円（2020年3月期）、約331百万円（2021年3月期）の当期純損失を計上するなど、深刻な低迷状態にあった。また、2022年3月期こそ最終黒字は確保できたものの、相手方の連結業績予想である営業利益400百万円及び経常利益300百万円に対し、実績は営業利益288百万円（約28.0%のマイナス）、経常利益253百万円（約15.7%のマイナス）の大幅未達に留まっており、株主の期待を大きく裏切る形となっている。

相手方は、新型コロナウイルス感染症の流行以前から、業績予想の大幅な下方修正を繰り返す傾向にある一方、実は2022年3月期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて2022年3月期時点で策定済みの中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており、もはや真実、その当時から中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ない。そのため、相手方経営陣がこれまで、每期、業績予想の策定をどのように行っているの

か、その実現のためにどのようにアクションプランを組み立て、それを実行に移してきたのか、業績結果の予実分析をどのように行い、来期以降に向けてどのような形で改善に役立てているのか等々、株主にとって不透明な経営が横行しており、これは現経営陣の怠慢以外の何ものでもない。

そして、相手方の株価は、申立人が2022年4月15日付で大量保有報告書を関東財務局に提出するなど、株主構成に大きな変動があった同年3月から4月を境に大きく上昇しているものの、それ以前は、新型コロナウイルス感染症の流行前より長らく低迷しており、相手方経営陣の経営努力による株価の上昇が今後も一切見込めないことは明らかである。

(2)また、今般、ジェンダーレスが世界的に叫ばれる中で、わが国では、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）の改定によって、役員を始めとした管理職の多様性の確保が盛り込まれ、企業において女性を積極的に登用する機運が高まっている。その中で、相手方では職員の約6割が女性である一方、本年6月の定時株主総会で新たに選任された長沢伸也氏を含む現取締役6名及び現監査役3名は全員が男性である。このように、相手方では、現代の世界情勢に逆行するような女性軽視・旧態依然の経営体制がいまだ続いており、今後も、相手方において女性を積極的に役員に登用していこうという機運は一切感じられない。

近年では、ESG投資の観点から、女性登用を積極的に行っている企業により多くの資金を投入する投資家が増加していること、そして、相手方が他にもないジュエリー商品の製造販売を業とする上場会社として女性目線での商品開発や販路の拡大を目指さなければならないこと

を考慮すれば、企業価値の上昇という点からも、現体制の維持は百害あって一利なしと言える。

(3)さらに、相手方は、2022年4月22日、申立人を含めた複数の株主による相手方株式の取得を一体とみて、相手方株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」という。）の導入を決定し（甲5：2022年4月22日付「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」と題するリリース）、同年6月29日に開催された定時株主総会において、「リ・ジェネレーション株式会社らによる申立人株式を対象とする買集め行為を踏まえた申立人株式の大規模買付行為等への対応方針の承認の件」が可決された（甲6：2022年6月29日付「第61期定時株主総会における報告ならびに決議の結果に関するお知らせ」と題するリリース）。その内容は、申立人を含む株主らによる相手方株式の買い集めに対して、相手方が対抗措置（以下「本対抗措置」という。）を定め、その発動を相手方の株主総会に諮った上で、本対抗措置の発動が可決されれば、差別的な内容の新株予約権の無償割当て等を内容とする買収防衛措置がとられるというものである。

しかし、申立人が第三者と意を通じて実質的に共同して相手方株式の買付けを行っているといった、相手方が縷々指摘する事実は一切なく、申立人による相手方株式の買付け行為は、もっぱら、上記のとおり業績が低迷していた相手方の企業価値を高めるべく、重要提案行為等のアクションを起こすために行った申立人独自の判断に基づく正当なものであった。

他方、本対応方針は、もっぱら現経営陣による支配権の維持・強化を図ることを目的として導入されたものであり、これが導入されたこと

で、潜在的な投資者による相手方の買収ないしそれに伴う株式取得の機会が事実上排除されている。株主は、会社から得られる取り分（配当）が約束されていない代わりに、取締役の選解任権等の行使を通じて会社経営をコントロールできるということが、会社法上の基本的枠組みである。そして、上場会社では、買収の可能性が潜在的に存在するからこそ、取締役は効率的な経営をして株価を高めるように動機づけられ、日ごろから緊張感をもって職務に取り組むことができ、その結果、効率的な会社経営、ひいては株主価値の向上につながると考えられる。そして、株主の上記コントロール権を実行あらしめるためには、普段は分散保有されている株式が、ときには、特定人の元に集中し、当該コントロール権が実際に行使される可能性が開かれている必要があるといえる。したがって、本対応方針は、相手方の経営改善の機会、取締役の会社経営に対する規律効果を奪うものであること、また、その結果として、相手方の株価の上昇を妨げるものであることから、直ちに廃止されるべきものであると考える。

上記のとおり、相手方が導入する本対応方針及びこれに基づく本対抗措置の発動は、不可解な言いがかりを根拠に、相手方の貴重な資金を浪費して行われる現経営陣の単なる保身に過ぎず、相手方の企業価値を真に高めようとしている申立人ら株主の行動を抑制するものであることは明白である。このような保身を株主総会という公正な場を通じて恥ずかし気もなく行おうとする現経営陣によって、万が一、買収防衛策の発動が許容されてしまうとすれば、現経営陣による閉鎖性が維持されることで株主が現経営陣に対して経営責任を追及することが事実上不可能となり、申立人にとどまらず、今後あらゆる投資家が相手方への投資を敬遠してしまうことになる。そして、より一層、現経営

陣による支配力が不当に強固なものとなる結果、もはや相手方の事実上の所有者が株主ではなく現経営陣となり、相手方の変革や企業価値ないし株式価値の向上を期待することはできなくなってしまう。このように、相手方の現経営陣によるガバナンス体制には大きな問題があり、このような状態を放置したままでは、相手方の株主共同の利益が害されるおそれが高い。

(4)加えて、2022年10月17日付「”五輪小判”を作った老舗宝飾企業で起きていた「巨額着服事件」と題するニュース記事（甲7）の内容によれば、相手方の完全子会社である株式会社仲庭時計店（以下「仲庭時計店」という。）では、従業員の度重なる不正により、高級時計ブランドである「カルティエ」取扱店の資格を失っている。さらに、仲庭時計店では、主力得意先である株式会社そごう・西武が運営する百貨店でも、従業員が顧客から預かった腕時計をブローカーに預けてしまうという失態を犯し、同社に対して1200万円もの解決金を支払う事態となった旨報道されている。加えて、仲庭時計店の問題は、これだけにとどまらず、前記報道により、仲庭時計店の従業員であった人物が、販売品である腕時計合計105本（販売価格合計約2億円相当）を店外に持ち出すという窃盗ないし業務上横領事件が発生したという事実（以下「本件不祥事」という。）が発覚したものと報道されている。本件不祥事を受け、仲庭時計店は、窃盗事件として警察に対し被害届を提出するとともに、被害品の時計が入質された先の各質屋に対して動産返還請求訴訟を提起したものの、警察が本件不祥事を横領事件として処理する方針を固めたため、仲庭時計店は、前記動産返還訴訟に不利に働くと考え、被害届を取り下げてしまったとのことである。

相手方は歴とした上場会社であり、なおかつ、上記(1)で述べたよう

な相手方の赤字業績を踏まえれば、このような子会社の一連の不祥事が投資家の投資判断に多大な影響を及ぼすことは明らかで、これを受けて、相手方において適切な情報開示ないし株主・投資家に向けた説明が求められることは、言うまでもない。しかしながら、仲庭時計店における本件不祥事を含む一連の不祥事について、相手方は、上記のような報道を受けた2022年10月13日付「当社子会社に関する一部報道等について」と題するリリース（甲8）がなされるまでは、何らの開示も行っていなかった。そればかりか、相手方では、本件不祥事に関し、被害届を取り下げさせたり、当該従業員と妥協的な債務弁済契約を締結したりするなど、積極的に責任追及をしようという姿勢も一切感じることができない。連結子会社の従業員による一連の不祥事を受けて厳正に対処し、民事、刑事を問わずしかるべき処分を下すことは、上場会社として至極当然のことであるから、相手方の上記対応には、大きな疑問を差し挟まざるを得ない。

そして、相手方経営陣による本件不祥事の問題はこれらにとどまらない。すなわち、2018年3月期以降、相手方において仲庭時計店に対する多額の貸倒引当金繰入額が計上されるとともに、2019年3月期以降、仲庭時計店単体においても多額の損失が計上されていたことから、申立人は、2022年7月28日付「回答書兼質問状兼要望書(5)」(甲9)と題する書面において、それらの理由を問い質すとともに、2018年3月期以降の仲庭時計店の各損益計算書の開示を求めた。しかし、相手方は、「独立監査人の監査も受けた上で、法令に従って有価証券報告書で開示しており、これ以上の開示の必要性がない」旨を述べるのみで、事実上、回答を拒否したのである(甲10:2022年8月5日付「回答及び質問状(7)」)。それまでにも、相手方は、申立人との書面のやり取

りを通じて、「投資家の投資判断に重要と思われる事項については積極的に開示」している旨を再三再四述べておりましたが、上記態度には「積極的開示」の要素など微塵も認められない。

また、相手方は、申立人が再度同様の質問を投げかけた2022年8月24日付「回答書兼質問状兼要望書(6)」(甲11)に対しても、「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じている」として回答をあからさまにぼかし、その隠蔽的態度に変化は一切見られなかった(甲12:2022年8月31日付「回答及び質問状(8)」)。

さらに、申立人が、相手方の不自然・不合理的な回答を受けて、「仲庭時計店において何らかの良からぬ事象が発生していること、若しくは、相手方グループにおいて内部統制に欠陥があり、それが現経営陣によって隠蔽されてしまっているのではないかと、奇しくも凶星となる指摘を行った同年9月16日付「回答書兼質問状兼要望書(7)」(甲13)に対しても、「既に回答出来る範囲で回答しております」などと述べ、本件不祥事への隠蔽的態度を貫いている(甲14:2022年9月22日付「回答及び質問状(9)」)。すなわち、上記一連の不祥事は、一般株主にとって極めて重要な、相手方の子会社による重大な不祥事であるにも関わらず、「回答出来る範囲」ではないということであった。

つまるところ、前記報道及び前記各リリースから明らかなように、相手方は、仲庭時計店が本件不祥事を含む一連の不祥事によって被った損失額を補填するために、同社に対して資金的な援助を行ったものであり、一連の不祥事の具体的内容及びその損失補填を目的とした資金的援助の実態こそが、上記各質問に対する正確な回答としてあるべきものである。しかし、相手方は、筆頭株主である申立人が、いわば株

主を代表して、株主共同の利益のために行った上記各質問に対しても、本件不祥事が明らかとなり株主から非難されることを恐れ、真実を頑なに隠蔽するという上場会社にあるまじき態度を取り続けたということになる。相手方が申立人からの質問に対し、「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因」などと奥歯に物が挟まったような不可解な回答をしていたのも、要するに、相手方は、本件不祥事を隠蔽すべく、自己にとって帰責性のない事情である「大口取引先の営業方針の大幅な転換」のみを具体的に摘示しつつ、本件不祥事が詳らかにされた時に備えて、最悪、虚偽の回答にだけはならぬよう「等の複数の突発的な要因」を敢えて付加していたとしか考えられず、これは株主を愚弄する極めて悪質かつ狡猾なものであると言わざるを得ない。

前述のとおり、相手方が本件不祥事を含む仲庭時計店に関する醜態を公表したのは前記報道後の2022年10月13日であったが、これは、本来であれば筆頭株主である申立人が行った質問に対して即座になさなければならない回答であり、遅きに失すると言わざるを得ない。前記リリースでは、前記報道について、「多分に憶測や推測を含み、事実とは異なる記載もございましたので、株主・投資家の皆様へ正確な情報を提供するため、本件に関する申立人の認識について、以下のとおり、公表させていただきます。」と記されているが、ここまで対応が後手後手に回れば、もはやこれも前記報道に対して慌てて火消しを試みているようにしか見えず、誠実性の欠片も感じることはできない。むしろ、前記リリースにより、申立人からの質問に対して即座に同様の回答をしなかった態度こそが相手方の隠蔽体質の権化である。

しかも、2022年11月4日には、これまで仲庭時計店の代表取締役社長を務めていた國松忠男氏がその職を辞したが、遅きに失するとの印

象は否めず、さらに、当該異動の事実に関する適示開示（甲 1 5：2022 年 11 月 4 日付「当社取締役の委託事項の変更及び当社子会社の代表取締役の異動（辞任）に関するお知らせ」と題するリリース）にある「内部情報の漏洩が窺われる関連報道が継続しており、情報管理体制の早急な立て直しが要される状況」にあることを受け、その管理責任を重く受け止めて同氏が辞職を申し入れたとの部分については、厳重なかん口令を敷き、今後はより一層、不都合な事実が表に出ないように、組織として隠蔽体質をより強固なものにしようと相手方経営陣が考えているとしか読み取ることができない。

また、長堀慶太氏及び吾郷雅文氏に対して、両名が仲庭時計店の非常勤役員であることを理由に不処分としたとの弁解についても、非常勤役員であれば何ら責任を負ういわれなどない、といった上場会社としてあるまじき発想に基づいたもので、相手方株主の立場として到底承服できるものではない。相手方自身も、適示開示（甲 7）において、不祥事の原因というべき「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」といった内部統制の重大な欠陥が複数存在していたことを認めているにもかかわらず、2014 年 9 月の子会社化以降、その状態を長年放置し続けていた責任が上記両名にも存在していなかったということは、到底言うことはできない。その点、相手方は、繰り返し「2019 年 9 月に当社が認識した不正事案以降、仲庭時計店において同種事案は発生していないと認識」している旨を強調しているが（甲 7）、今問題となっているのは既に起こってしまった複数の不祥事とそれに伴う相手方連結グループに生じた多額の損失に対する責任の所在であり、仮に、今は改善されているのだから何が問題なのだと開き直ることが許されるのだとすれば、経営責任な

ど誰一人取らずに済むことになってしまう。さらに、初めに相手方が不祥事の発生を認識したのは「2017年11月」ということであるから、それ以降に発生した不祥事及び不祥事の把握が遅れることによって生じた損失の拡大については、上記両名が取締役ないし監査役として、内部統制の構築義務ないし監査義務を適切に履践していれば十分に防ぐことができたはずである。しかし、相手方は上記期間についての言及を避ける一方、上記のとおり「2019年9月に当社が認識した不正事案以降、仲庭時計店において同種事案は発生していないと認識」している旨を繰り返すばかりで、これこそ論点のすり替えであると言わざるを得ない。

このように、もはや、相手方のコーポレート・ガバナンス体制は機能不全に陥っていたと言わざるを得ず、特に仲庭時計店の役員を兼任している長堀慶太氏及び吾郷雅文氏のコーポレート・ガバナンス体制構築義務違反ないし善管注意義務違反が強く疑われるところである。

(5)以上、相手方においては、既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益の柱を創出すること、そして、ガバナンス体制を再構築することが急務となるが、もはや現経営陣に対してそれらを期待することはできない。そればかりか、現経営陣の時代の潮流に逆行する旧態依然とした体制、自己の利益のみを確保し株主共同の利益を顧みようとしない保身的態度及びあからさまな隠蔽体質をも併せ考えれば、現経営陣に対しては不信感を覚えざるを得ず、現経営体制を維持したままでは、相手方の企業価値の向上は遠のくばかりである。

その上、相手方は、上記仲庭時計店に関する事項のほか、相手方代表取締役社長の長堀慶太氏の会社法違反の点など、これまで申立人から

の質問事項に対し、論点のすり替えであるなど述べて回答を拒絶したり、一括回答の体を装って相手方及び相手方代表者に関する不都合な質問が恰も存在しなかったかのように扱ったりするなど、極めて不誠実な対応に終始する一方、申立人ないし申立人代表者に関する相手方株式の買付けとはおよそ無関係な事情に関する質問を執拗に繰り返し、あるいは揚げ足取りに終始するばかりで、このままでは徒に相手方の特別損失（アドバイザー費用。2023年3月期第2四半期累計期間で1億81百万円もの損失を計上。）が膨らみ続けるばかりで、現経営陣に経営責任を果たさせることも、相手方の今後の再建について建設的な対話を行うことも到底不可能であると判断せざるを得ない。

- 4 そこで、申立人は、相手方が抱える様々な課題を克服し、相手方の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たす重要な役割を現経営陣に委ねることはできないと判断し、上記申立ての趣旨記載の各議題を会議の目的とする臨時株主総会の招集請求を行った（甲16：2022年11月21日付「臨時株主総会招集請求書」）。
- 5 上記1のとおり、相手方は上場会社であるところ、通常、基準日公告（定款4条により電子公告）のための電子公告調査期間への申込みが1週間前、基準日公告期間が2週間（会社法124条3項）、保管振替機構及び証券代行会社による株主名簿の確定期間がおおよそ4から7営業日、株主総会招集通知の印字、封入、発送がおおよそ1週間、株主総会招集通知の発送が株主総会の2週間前（会社法299条1項）ということ踏まえると、本申立ての審尋期日までに代表取締役長堀慶太が基準日設定を行っていないならば、株主総会招集の手続を怠っており、遅滞なく招集の手続が行われていないといえる。

その中で、相手方は、2022年12月8日付「株主による臨時株主総会

の招集請求に対する当社対応に関するお知らせ」と題するリリース（甲17）により、申立人が臨時株主総会の「招集の理由」（会社法297条1項）を十分に記載しておらず招集請求の要件を満たしていないこと、及び、臨時株主総会招集請求自体が申立人による権利濫用に該当することを理由として、「臨時株主総会の招集手続きは行わない」ことを相手方取締役会にて決議したことを公表している。上記リリースに縷々記載されている相手方の主張は、相変わらず当を得ていないものばかりであるが、いずれにせよ、相手方が申立人による臨時株主総会招集請求に対して明確に拒否の意思を表示したのであるから、相手方において臨時株主総会の招集手続きが遅滞なく行われたいことは確定的となった。

- 6 よって、申立人は、会社法297条4項に基づき、申立ての趣旨記載の決議を目的とする臨時株主総会の招集の許可を求める。

疎 明 方 法

- | | |
|---------|--|
| 甲第1号証の1 | 相手方の履歴事項全部証明書 |
| 甲第1号証の2 | 相手方の第62期第2四半期報告書 |
| 甲第2号証 | 定款 |
| 甲第3号証 | 申立人の個別株主通知申出書兼受付票 |
| 甲第4号証 | 申立人の個別株主通知済通知書 |
| 甲第5号証 | 相手方作成の2022年4月22日付「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」と題するリリース |
| 甲第6号証 | 相手方作成の2022年6月29日付「第61期定時株主総 |

- 会における報告ならびに決議の結果に関するお知らせ」と題するリリース
- 甲第7号証 2022年10月17日付「”五輪小判”を作った老舗宝飾企業で起きていた「巨額着服事件」」と題するニュース記事
- 甲第8号証 相手方作成の2022年10月13日付「当社子会社に関する一部報道等について」と題するリリース
- 甲第9号証 申立人代理人作成の2022年7月28日付「回答書兼質問状兼要望書(5)」
- 甲第10号証 相手方代理人作成の2022年8月5日付「回答及び質問状(7)」
- 甲第11号証 申立人代理人作成の2022年8月24日付「回答書兼質問状兼要望書(6)」
- 甲第12号証 相手方代理人作成の2022年8月31日付「回答及び質問状(8)」
- 甲第13号証 申立人代理人作成の2022年9月16日付「回答書兼質問状兼要望書(7)」
- 甲第14号証 相手方代理人作成の2022年9月22日付「回答及び質問状(9)」
- 甲第15号証 相手方作成の2022年11月4日付「当社取締役の委託事項の変更及び当社子会社の代表取締役の異動(辞任)に関するお知らせ」と題するリリース
- 甲第16号証 申立人の2022年11月21日付「臨時株主総会招集請求書」(①乃至③)
- 甲第17号証 相手方作成の2022年12月8日付「株主による臨時株

主総会の招集請求に対する当社対応に関するお知らせ」
と題するリリース

添 付 書 類

申立人の履歴事項全部証明書	1 通
相手方の履歴事項全部証明書	1 通
申立書副本	1 通
訴訟委任状	1 通
甲号証写し	各 1 通

以 上

(別紙)

当事者目録

〒108-0014

東京都港区芝 5-13-13

申立人 リ・ジェネレーション株式会社

上記代表者代表取締役 尾端 友成

(送達場所)

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号

有楽町電気ビル南館 5 階 552

弁護士法人ニューポート法律事務所

申立人代理人 弁護士 戸田 裕典

同 弁護士 鈴木 多門

TEL : 03-6441-2760

FAX : 03-6441-2761

〒110-8546

東京都台東区上野 1 丁目 15 番 3 号

相手方 株式会社ナガホリ

上記代表者代表取締役 長 堀 慶 太